

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年11月4日（令和3年（行個）諮問第189号）

答申日：令和5年3月6日（令和4年度（行個）答申第5231号）

事件名：本人が行った特定の保有個人情報開示請求に関する文書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和3年5月7日付け東労発総個訂第2-3号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分が法何条に基づくものか記載がないこと

不訂正の理由は、「法に基づく訂正請求とは認められないため」とされているが「法」が何条のことか記されていない。本件訂正請求が法に基づくものでないとするのであれば、法の何条に基づくものと認められないのか、具体的に記載されていなければならない。

イ 本件訂正請求に法上ないし形式上の不備はないこと

仮に本件訂正請求が、法に基づかないか、あるいは形式上の不備があるかであった場合は、処分庁は請求人に対して、補正を求める（法28条3項）か、すみやかにその旨を記して不訂正決定を通知するかしなければならない。

しかし、本件訂正請求は、「補正」等の手続きはなされていない。処分庁は「補正」を求めるのではなく、令和3年4月7日付で、「訂正決定等の期限の延長について（通知）」をしている。このことは、処分庁は、本件訂正請求を、「法に基づくとは認められない」

ということではなく、「適法」な請求として受理していたことを示していると推認される。

また、期限の延長の理由は、「法第29条に基づく訂正・不訂正の審査に時間を要しているため」とされている。これは、処分庁が訂正・不訂正の審査をするに当たって、本件訂正請求書の記載上何ら不足はないと認めていることである。

従って、本件訂正請求書は、法28条1項に係る事項について、「訂正請求の趣旨及び理由」を含めて不備はない。

ウ 利用目的の「確認追行を行うため」ということの内容が具体的でなく、かつ利用目的がいつ達成されたのか不明であること

不訂正の理由は、「当該保有個人情報の利用目的は開示請求の確認追行を行うためであり、当該保有個人情報においてはその利用目的を達成済みであること」と記されている。

上記の理由がいう利用目的である「確認追行を行う」とはどのような行為をいうのか、そしてその行為が達成されたとはどのような状態をいうのか、また達成されたのはいつか、不明であるから、具体的、明確に記載されるべきである。

さらに、もし利用目的が達成済みであるとしても、そのことが「法に基づく訂正請求とは認められない」理由になる根拠が、法が第何条か不明であることとともに不明であるから、明確に記載されなければならない。

エ 不訂正の理由が具体的、明確に記載されていないこと

前記イのとおり、本件訂正請求に記載上の不備はない。請求人は処分庁が訂正を行うべきか否かを審査するに足る程度の根拠を示して、明確かつ具体的に訂正請求をしている。そもそも本件対象文書は処分庁が作成したものであるから、事実であるか否か判断できないことはあり得ない。実際、不訂正の理由に記されているとおり、処分庁自ら「令和2年特定月日付け特定番号の通知」の誤りを認め訂正している。

もし、不訂正決定をするのであれば、判明した事実等を具体的に記載して、請求人に通知しなければならない（法30条2項）が、全く記載されていない。さらに、前記ア、ウのとおり、不訂正の理由について具体的な記載が全くない。

オ 本件訂正請求について、東京労働局長は、法29条に基づく訂正義務を負っていること

不訂正の理由は、「当該保有個人情報の利用目的は、開示請求の確認追行を行うため」としているところ、「事実」と異なっているままの状態にしておいて、「確認追行を行」ったと言えるのか。「確

認追行を行うため」には「事実」である必要はないというのは不可解である。「事実」に基づいて「確認追行を行う」べきではないか。

ところで、本件訂正対象文書は、特定番号の開示決定により開示されたものである。同決定通知は、「3 開示する保有個人情報の利用目的」を、「保有個人情報開示請求処理の記録のため」と記している。「処理の記録のため」という利用目的が、「確認追行を行うため」に変更されたのか、また前記ウのとおり、「確認追行を行うため」ということの内容があいまいで意味不明なので、明確にされるべきである。

「開示請求の確認追行を行うため」であっても、「開示請求処理の記録のため」であっても、いずれにしても本件対象保有個人情報は「事実」であることが求められているから、本件訂正請求について、東京労働局長は法29条の訂正義務を負っている。

(中略) 以上のとおり、原処分は、理由の記載不備かつ誤りであるから、取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア 原処分の理由の記載不備及び法29条に違反していること

(ア) 原処分は法何条に基づく処分か不明である。

a 2021年8月4日付審査請求書に記したとおり、原処分には何条に基づく処分かの記載がなく、処分の根拠が不明である。

そして、理由説明書の1(1)は、本件訂正請求について、「第27条第1項の規定に基づき」行ったと記しているから、仮に、原処分記載の「法」が「第27条第1項」のことであれば、本件訂正請求は、法に基づく適正なものということになるので、原処分の「法に基づく訂正請求とは認められない」という理由は、誤りということになる。

また、本件訂正請求には、法上ないし形式上の不備はなく、適法なものである。

b さらに理由説明書の3(2)アは、法29条を記載している。同条は、「適法な」訂正請求があった場合の訂正義務に係る規定であるから、仮に、原処分理由の「法」を「第29条」と解すると、「適法な」本件訂正請求について、「法に基づく訂正請求でない」としていることになり、つじつまがあわない。原処分は、「当該訂正請求に理由があるか否か」について判断されたものではなく、「利用目的を達成済みであることから」不訂正とされたものであるから、そもそも29条の手続を経て処分されたものではない。従って、原処分理由の「法」を29条と解するには無理があり、かつ、29条に違反して処分がされたということである。

(イ) 原処分は法 29 条, 30 条 2 項及び行政手続法 8 条 1 項に違反している。

a 「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」(厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 平成 17 年 4 月 以下「手引」という。)は, 法 29 条の訂正・不訂正の審査について, 次のようにしている(26~27 頁)(中略)

b また, 法 30 条の訂正・不訂正の決定通知の「不訂正理由の記載」について, 手引きは次のようにしている(28~29 頁)。(中略)

c 手引は, 前記 a 及び b のとおり定めているところ, 原処分は, 前記 a の法 29 条の手續に反し, かつ, 前記 b の法 30 条 2 項の不訂正理由の記載方法にも違反している。

前記 b のとおり, 手引は, 不訂正決定の場合の理由の記載について, 「該当する不訂正理由はすべて提示する」こと, 「不訂正理由は, 訂正請求者が明確に認識することができるよう, 可能な限り具体的に記載する必要がある」こと等としている。また, 行政手続法 8 条 1 項は, 行政庁は申請に対する拒否処分をする場合には, 申請者に対しその理由を示さなければならない旨規定している。処分理由は, 付記理由の記載自体から明らかにならなければならない, その記載を欠くにおいては, 処分自体の取消しを免れない。理由を付記させることは, 単に被処分者に処分の理由を示すにとどまらず, 漫然たる処分のないよう処分の公正妥当を担保する趣旨をも含むものであるから, 被処分者が処分理由を推知できると否とにかかわらないものである。

上記のとおり, 行政庁が拒否処分をする場合には処分理由の提示の義務が定められており, 手引もその趣旨に基づいて定められている。しかし, 原処分は, 不訂正の理由が全く明確でなくかつ誤っている(後記(ウ))。

d 原処分の理由が記載不備であることは明らかです。本件原処分と同じような理由(利用目的を達成済みであることから, 法に基づく訂正請求とは認められないため)でなされた別件処分に係る審査請求について, 貴審査会は, その答申(令和 2 年度(行個)答申第 44 号及び 45 号)において, 次のように付言している。(略)

上記の「付言」は, 別件処分理由の記載不備を認めたものです。本件原処分の理由の記載においても, 「付言」が指摘する「①ないし③」について記載されておらず, 法 30 条 2 項及び行政手続法 8 条 1 項の理由の提示義務に違反していることは

明らかです。さらに、②及び③の指摘は、別件処分が法29条を踏まえずにされていることを示しているものです。本件原処分においても、法29条の規定を踏まえずに処分がされていることは明らかであり、法29条にも違反している。

(ウ) 「利用目的を達成済みであること」は、法29条の訂正義務が認められない理由ないし根拠にはならない。ましてや「法に基づく訂正請求とは認められない」理由にはならない。

a まず、原処分の「法」が「第27条1項」のことと仮定すると、同条項は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について、訂正を請求することができる旨定めているが、さらに「利用目的を達成済みでない」ことを訂正請求の要件として付加しているものではない。従って、原処分の「利用目的を達成済みであることから、法に基づく訂正請求とは認められない」という理由は、全く不訂正の理由になっていない。

そもそも利用目的を達成済みの文書が開示される事実からして、利用目的を達成済みであることを理由に不訂正とすることが、いかに不合理か明らかです。いつ開示決定されたものなら、「法に基づく訂正請求」と認められるのか、明確にしてください。

b 次に、原処分の法を「第29条」のことと仮定する。同条の「利用目的の達成に必要な範囲内」の文言には、「利用目的を達成済みであるか否か」等の趣旨は含まれていない（後記c）から、29条は、「利用目的を達成済みである」保有個人情報の訂正を除外してはいない。従って、原処分の法を29条と解したとしても、処分理由にそごがあることになる。

29条の利用目的の達成に必要な範囲か否かに照らすのは、訂正請求に理由があると認められる場合である。

しかし、原処分は、訂正請求に理由があるか否かを判断したとは認められない。原処分は、利用目的を達成済みであることしか判断しておらず、これは不訂正の理由にはならない。

また、別件答申の「付言」（前記（イ）d）の指摘は、別件処分理由の「利用目的を達成済みであること」は、法29条の規定の前段にも後段にも該当していないこと、不訂正の理由とはなっていないことを認めていることに他ならない。このことは、本件原処分においても同様で、「利用目的を達成済みであること」の記載は、法29条の規定を踏まえておらず、正確な理由が記載されたものではないから、原処分の理由付記の不備は明らかである。

c 法5条及び29条の「利用目的の達成に必要な範囲内」という文言には、「利用目的が達成済みであるか否か」等の趣旨は含まれていない。

特定省特定局は、行政文書開示請求者（本件請求人）に対し、補正を求める文書において、法3条、5条、29条の「利用目的の達成に必要な範囲内」等の文言について、次のように説明している。（中略）

法29条等の「利用目的の達成に必要な範囲内」の文言の趣旨は、上記のようなことであるから、当該文書の利用目的が達成済みであることは、29条の「必要な範囲内ではない」ということにはならず、訂正義務を免れる理由にはならない。

また、当該文書は、行政庁がその利用目的を「保有個人情報開示請求処理の記録のため」（「開示請求の確認迫行を行うため」ではない）として作成・保有しているものであり、保有に際しては当然法3条の保有の制限等を受けているものであるから、利用目的の達成に必要な範囲内の文書である。従って、本件訂正請求に理由があると認められるものについては、法29条により処分庁には訂正義務がある。

なお、特定省が説明しているようなことは、処分庁及び諮問庁においては、十分に承知していることと思います。しかるに、処分庁は、同一の理由の記載不備のある違法な処分をくり返しており、また、諮問庁も原処分を妥当としています。残念ながら、別件答申の「付言」が留意されているとは思えません。貴審査会におかれましては、「付言」を生かした本件原処分取り消しの答申をされるよう、切に望みます。

イ 理由説明書の「3理由の（2）」について

（ア）諮問庁は、「平成30年（行コ）」及び「（特定高裁）」が、「平成29年（行ウ）」及び「（特定地裁）」の誤記載であることを認めている。誤記載を認めた上で、①開示決定通知書には「平成29年（行ウ）特定番号J」の訴訟（特定地裁）に関する行政内部で作成された文書（略）」と正しく記載されており、（本件訂正請求事項の）誤記載が、開示決定等に影響した事実は認められないこと、また②受付管理簿の利用目的に鑑みると、開示を実施した時点でその利用目的を達成しているとみるのが相当であり、もはや訂正の可否を論じる対象とはなり得ないこと、さらに③保有の目的は開示請求から開示の実施までの一連の手続の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているものと認められるこ

と、等を理由に法29条に基づく訂正を行う義務はないとしている。
(略)

(イ) ①の理由について

諮問庁の「誤記載が、開示決定等に影響した事実は認められない」ということは、法29条の「当該訂正請求に理由がある」場合に該当しないということか否か。手引き(前記ア(イ)a)は、「(1)訂正請求に理由があると認められない場合」として「ア、イ、ウ」の場合を記載しているが、本件訂正請求はどれに該当するのか。開示決定等に影響した事実がなければ、「誤記載」の訂正義務はないとはどこにも記されていない。開示決定等に影響があったか否かではなく、訂正はあくまで「事実と異なるか否か」で判断されなければならない。

(ウ) ②の理由について

諮問庁は、利用目的を達成しているから、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないとしている。利用目的を達成していることを不訂正の理由にするのは誤りであることについては、前記ア(ウ)で詳しく記したとおりである。訂正の要否を論じる対象とはならないとして、訂正から除外するのは法29条に違反する。利用目的を達成しているか否かではなく、訂正は「事実と異なるか否か」で判断されなければならない。

(エ) ③の理由について

a まず、諮問庁は「あるがままの形で保存すること」を不訂正の理由としている。そうであれば、誤りは誤りのまま、事実と異なる個人情報を処分庁は保有し続けることになり、訂正請求権制度を定めた法の趣旨を全く否定するものである。しかし、手引(71頁)は「訂正の実施」について次のようにしている。(略)

上記手引は「原本を訂正する云々」としており、「あるがままの形で保存すること」を不訂正の理由にするのは誤りである。そもそも「あるがままの形」というのであれば、「平成29年(行ウ)」及び「(特定地裁)」という記載の開示決定通知によって開示されたことが「あるがままの形」の事実なのであって、「平成30年(行コ)」及び「(特定高裁)」は開示の事実の「あるがままの形」ではない。だから「誤記載」なのである。

b 次に諮問庁は、本件訂正請求に応じることは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているとしている。しかし、「必要な範囲を超える」という文言は、法3条の「利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと」等の保有の制限を

定めたもの（前記ア（イ）cの特定省の説明）であって、法29条の「利用目的の達成に必要な範囲内で」としている趣旨とは全く異なるものである。諮問庁の解釈は、法29条の趣旨を曲解させたものである。

（オ）以上のとおりであるから、諮問庁の「利用目的に照らして、訂正の必要がないと認められる」ということは全くの誤りである。東京労働局長は、本件訂正請求について、法29条に基づく訂正義務を負っているから、訂正は認められるべきである。

よってア及びイのことから、原処分は取り消されるべきである。

（添付資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人は、令和3年3月8日付けで、処分庁に対して、法27条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

（2）これに対して、処分庁が令和3年5月7日付け東労発総個訂第2-3号により原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、同年8月4日付け（同月5日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

ア 請求人は、令和元年特定月日C付け（同年特定月日D受付）で、処分庁に対し、法12条1項の規定に基づき「平成30年（行コ）特定番号Hの訴訟（特定高裁）に関する行政内部で作成された文書（表紙から裏表紙まで一式）」に係る開示請求（以下「開示請求1」という。）を行った。これに対し処分庁が部分開示決定（以下「原決定」という。）を行ったところ、請求者はこれを不服として、厚生労働大臣に審査請求を行った。

当該審査請求に対し、厚生労働大臣は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した上で、令和2年特定月日I付けで、原決定を変更する裁決をした。原処分庁は、当該裁決により変更された原決定に基づき、令和2年特定月日F付け特定番号Gにより開示の実施を行った。

なお、請求人は、令和元年特定月日C付け（同年特定月日D受付）で、処分庁に対し、法12条1項の規定に基づき「平成29年（行ウ）特定番号Jの訴訟（特定地裁）に関する行政内部で作成された

文書（表紙から裏表紙まで一式）」に係る開示請求（以下「開示請求2」という。）も行っており、処分庁は、これを特定番号Kにより受け付けている。

イ 本件対象保有個人情報、上記アの経過において、令和元年特定月日C付けで行われた開示請求1から令和2年特定月日F付け特定番号Gによる開示の実施に至るまでの一連の手續に関して、東京労働局特定部特定課の担当者が、その経過を取りまとめた行政文書に記載された保有個人情報である。

(2) 本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正義務

ア 法29条は「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 本件訂正請求において、請求人は、別紙の2に記載された本件対象保有個人情報について、「平成30年（行コ）」を「平成29年（行ウ）」に、「特定高裁」を「特定地裁」に訂正するよう求めている。

ウ この点、受付番号Kにより受け付けられた開示請求書を確認すると、開示を請求する保有個人情報の欄には「平成29年（行ウ）特定番号Jの訴訟（特定地裁）に関する行政内部で作成された文書（表紙から裏表紙まで一式）」と記載されており、上記イの受付管理簿の特定番号K欄に記載された「平成30年（行コ）」及び「特定高裁」は誤記載であると認められる。

エ しかし、受付番号Kにより受け付けられた開示請求2に対する処分庁の令和元年特定月日L付け開示決定通知書における開示する保有個人情報の欄には、「平成29年（行ウ）特定番号Jの訴訟（特定地裁）に関する行政内部で作成された文書（表紙から裏表紙まで一式）」と正しく記載されており、上記イの受付管理簿の誤記載が、開示決定等に影響した事実は認められない。

オ また、請求人が訂正を求める保有個人情報である上記イの受付管理簿の利用目的に鑑みると、当該保有個人情報は、開示を実施した時点でその利用目的を達成しているとみるのが相当であり、もはや訂正の可否を論じる対象とはなり得ないものである。

カ さらに、本件対象保有個人情報については、東京労働局において、開示実施後も引き続き保存期間満了まで保有するものであるが、その目的は開示請求から開示の実施までの一連の手續きの記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることが、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているものと認められる。

キ 以上により、本件訂正請求については、本件対象保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないことが認められることから、法 29 条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、訂正しないこととした原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------------|-------------------|
| ① | 令和 3 年 1 月 4 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年 1 月 20 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 令和 5 年 1 月 26 日 | 審議 |
| ⑤ | 同年 2 月 15 日 | 審議 |
| ⑥ | 同月 27 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求に対し、処分庁は、本件保有個人情報の利用目的は開示請求の確認追行のためであり、その利用目的を達成済みであることから、法に基づく訂正請求とは認められないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法 27 条 1 項において、同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 上記第 3 の 3 (1) のとおり、本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づき開示請求を行い、処分庁が行った原決定に基づき開示を受けたものであることから、法 27 条 1 項 1 号に該当すると認められる。

イ 当審査会において確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人が国を被控訴人として提起した訴訟（平成 30 年（行コ）第 X 号の訴訟（特定高裁））に関して東京労働局の担当官が訴訟の経過を取りまとめた経過報告等の文書について審査請求人が開示請求を行い、開示請求から開示の実施に至るまでの一連の手續

に関して、東京労働局特定部特定課の担当者がその経過を取りまとめた文書である。

ウ 本件対象保有個人情報に対して審査請求人が求める訂正請求の内容は、別紙の2のとおりであり、いずれも「事実」に関する記載であると認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、本件対象保有個人情報の訂正の要否について、おおむね以下のとおり説明する。

受付管理簿の特定番号K欄に記載された「平成30年（行コ）」及び「特定高裁」は誤記載であるが、受付番号Kにより受け付けられた開示請求2に対する原処分庁の令和元年特定月日L付け開示決定通知書における開示する保有個人情報の欄には、「平成29年（行ウ）特定番号J」の訴訟（特定地裁）に関する・・・と正しく記載されており、上記第3の3（2）イの受付管理簿の誤記載が、開示決定等に影響した事実は認められない。

また、請求人が訂正を求める保有個人情報である上記第3の3（2）イの受付管理簿の利用目的に鑑みると、当該保有個人情報は、開示を実施した時点でその利用目的を達成しているとみるのが相当であり、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ない。

さらに、本件対象保有個人情報については、東京労働局において、開示実施後も引き続き保存期間満了まで保有するものであるが、その目的は開示請求から開示の実施までの一連の手続の記録として、あるがままの形で保存することにあることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えている。

- (3) また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し更なる詳細な補足説

明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報が含まれる文書を保存している東京労働局特定課には、個人情報保護窓口が置かれている。窓口で開示請求を受け付けた時は、受付番号、受付年月日、開示請求者の氏名等を受付管理簿に記入し、開示請求書を文書の所管課へ回付し、同局特定課は回付以降の進行管理を行うとともに、開示の実施方法等申出書が提出された場合、受付処理等を行っている。また、開示決定等に対して審査請求が出された場合、関係書類と併せ、当該案件の「受付管理簿の該当箇所の写し」を厚生労働本省に送付することになっている。

本件訂正請求において請求者が訂正を求めている対象保有個人情報は、上記の開示請求の進行管理等の事務で使用している受付管理簿そのものの記載ではなく、原決定の審査請求を受けて厚生労働本省に送付した「受付管理簿の写し」であり、当該審査請求に対する裁決に基づく原決定の変更に伴う開示の実施に係る一連の決裁に含まれていたものである。このため、この写しの記載のみを訂正する意味はなく、当該受付管理簿の写しを含め決裁を受けたという一連の手続の記録として、あるがままの形で保存する必要があることから、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えている。

(4) 上記(2)及び(3)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

本件受付管理簿については、諮問庁も認めるとおり、受付番号Kにより受け付けられた開示請求の内容を記載した部分に誤りがあったものと認められる。しかしながら、請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報が記載された文書は、審査請求における事務において添付された受付管理簿の写しである。東京労働局特定課は、当該開示請求に関連する資料の一部としてこれを保有しているにすぎず、本件訂正請求に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、本件訂正請求は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(5) なお、審査請求人は、第2の2(2)ア及びイのとおり、本件訂正請求は「法27条1項に基づく適法なもの」であり、原処分が「法に基づく訂正請求とは認められない」として不訂正としたことは理由の誤りであるとして、原処分の取消しを求めている。

当審査会において、本件不訂正決定通知書を確認したところ、文書の利用目的は「開示請求の確認追行を行うため」と記載されている。処分庁は、本件対象保有個人情報が記載された文書全体を、開示の実施までの一連の手続の確認のために保有しているものであることから、開示の実施が終了した場合には利用目的を達成し、訂正請求に応じることは利

用目的の達成に必要な範囲を超えるとの趣旨で、「法に基づく訂正請求とは認められない」と記載しているものと解される。当審査会の判断は上記（４）のとおりであり、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分における不訂正の理由の記載は「法に基づく訂正請求とは認められないため」としているが、本件訂正請求は、法２７条１項の規定に基づき行われている。今後、処分庁においては、不訂正決定の場合、その理由が、①訂正請求が、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号、以下「個人情報保護法」という。）９０条（令和４年４月１日廃止前の法２７条に相当）の規定非該当、②個人情報保護法９２条前段の、訂正請求に「理由」なし（同じく法２９条前段に相当）、③個人情報保護法９２条後段の、訂正が「保有個人情報の利用目的の達成の範囲」外（同じく法２９条後段に相当）のどれに該当するものであるかについての的確な説明を付し、訂正請求に係る法の規定を踏まえた正確な理由の記載に留意することが望まれる。

6 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法２９条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件対象保有個人情報

令和元年特定月日C付け（同年特定月日D受付特定番号E）の開示請求から令和2年特定月日F付け特定番号Gに基づく開示の実施までに係る東京労働局総務部総務課（情報公開コーナー）において保有されている文書一式（表紙から裏表紙まで）

2 審査請求人が求める訂正請求事項

受付管理簿の特定番号Kの内容欄について、平成30年（行コ）を平成29年（行ウ）に、（特定高裁）を（特定地裁）に各訂正せよ。